

九州工業大学産学連携センターライセンスポリシー

九州工業大学は、「基本理念：わが国の産業発展のため、品格と創造性を有する人材を育成する」に立脚し、教育・研究・社会との連携・運営の基本方針および「九州工業大学科学者行動規範」の制約の許に、学術成果として得られた知的財産について産業界への技術移転を柔軟かつ積極的に促進し、社会が求める産業分野の支援と技術開発を目指します。

そのため、産学連携推進センターは以下の方針に沿ってライセンス関連業務を行います。

• 方針

1. 知的財産権の活用は、知的財産を創出した者の意志を尊重するとともに、本学基本理念に則った活用を目指し、社会に対して公平かつ公正であるように努めます。
2. 産業界への技術移転手段の一つとして、大学が保有する知的財産権の企業へのライセンスや譲渡を積極的に推進します。
3. 地域の中小企業への技術移転は、地域社会連携の観点から、特別の配慮をします。
4. 大学発ベンチャー企業に対しては、株式や新株予約権を対価とした技術移転が原則として可能とします。
5. 他大学等において非営利目的の研究に資するもの及び研究者の移動に伴う研究の継続に関する技術移転は、ロイヤルティーフリー等の特別の配慮をします。
6. 海外への技術移転は、本学の基本理念に則り、本学の貢献に対する正当な対価が得られることなどを条件として推進します。
7. 知的財産権の行使においては、知的財産権に係る紛争や係争を未然に防ぐことに努め、また紛争や係争となった場合には真摯に解決に努めます。